

**令和7年度 加古川市外2市共有公会堂事務組合
一般会計歳入歳出決算審査意見書（概要）**

1 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、歳入歳出予算執行についても適正に執行されていることを認めました。

2 決算の概要

〈一般会計〉

◇歳入は 187,488,583 円

◇歳出は 187,488,583 円

歳入決算額の内訳は、財産収入として組合保有地（2,634.83 ㎡）の加古川市土地開発公社外1件への売却代金 183,508,099 円、繰越金として前年度繰越金 3,947,173 円、諸収入として預金利子 18,051 円及び行政財産使用料収入 15,260 円です。

歳出決算額の内訳は、組合の解散に伴い構成団体（加古川市、高砂市、姫路市）へ分配金を支出したものです。

3 解散に伴う清算

歳計現金は、加古川市外2市共有公会堂事務組合規約に基づき、組合の構成団体である加古川市へ 62,378,342 円、高砂市へ 87,155,739 円、姫路市へ 37,954,502 円の分配金を支出し、解散の手続きを完了しています。なお、姫路市への分配金については、令和8年3月27日に支払われ、同月31日に入金されたことを確認しました。

4 むすび

加古川市外2市共有公会堂事務組合は、大正11年に旧印南郡の公会堂等及びその敷地の維持管理を目的に設置されましたが、建物は昭和40年に解体され、その後、元公会堂敷地一筆を残すのみとなっていました。

令和6年度に兵庫県が策定した「ひょうごインフラ整備プログラム」において、JR宝殿駅南の県道拡幅の事業化が決まり、当該土地の活用が見込まれることから、組合が当該土地を所有、管理する目的は終了したものと判断し、組合の解散に向けた手続きを開始しました。関係法令に基づく組合規約の一部変更、組合の解散及び解散に伴う財産処分について、構成団体である各市の議会の議決を経て、兵庫県知事に組合規約の変更許可申請及び組合の解散届出書を提出し、規約の変更が許可され解散届出が受理されました。これにより、土地売却代金を含めた歳計現金を組合規約に基づき構成団体に分配し、令和8年3月31日をもって解散しました。

今後、この土地が有効に活用されるよう期待します。